

令和6年第6回
選挙管理委員会会議録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水）
午前11時～午前11時38分
2. 開催場所 市役所3階 第二委員会室
3. 出席者 委員長 大久保 幸藏 異議申出人 A、B、C
職務代理 園田 弥市
委員 山本 格
委員 鈴木 晃子
事務局長 星野 英記
選挙係長 永松 志一
4. 議題等 第15号議案 署名簿に関する異議の申出の決定について
第16号議案 有効署名の総数について
その他

5. 議事（要点筆記）

—異議申出人全員入室—

○ 大久保委員長

これより選挙管理委員会を開会します。

本日は2件の議案があります。審議内容が個人情報に関する案件が多数ありますので、本日の会議は非公開とします。よって、傍聴はできません。

第15号議案 署名簿に関する異議の申出の決定について、事務局より説明願います。

□ 事務局

第15号議案 署名簿に関する異議の申出の決定について説明します。

令和6年3月13日に受理した狛江市条例制定請求者署名簿を、令和6年4月3日から4月9日までの7日間、関係人の縦覧に供したところ、13名が縦覧され、うち3名より12人分の異議申出がありました。

異議申出は書面にて行われ、必要事項は記載されていることから、受理しま

した。異議申出を受けた場合、行政不服審査法第31条に、「異議の申出をした者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない」と規定されていることから、申出人より口頭意見陳述を行う必要があります。

○ 大久保委員長

これより申出人の口頭意見陳述を開始します。申出受付順に行います。申出人が意見を述べる時間は5分以内とします。なお、口頭意見陳述は書面による申出内容を補足するもので、申出人への質疑応答は行いません。

最初にA申出人の口頭意見陳述を行います。

☆A申出人（11時2分～11時4分）

署名の無効に疑義が生じて、異議の申出をした。うち3人は確かに同一筆跡である。意見を3点述べる。

①無効の具体的な理由を示すべき ②同一筆跡であっても、全員無効にするのではなく、1人分は有効にすべき ③無効の理由を広く公表すべき

また、今後の直接請求の改善要望として、署名簿の生年月日の欄の削除を求める。理由はプライバシーの侵害となるため。生年月日をパスワードに設定している方も多く、受任者として個人情報を知り得るのは不適切であると考えてる。

○ 大久保委員長

ありがとうございます。次にB申出人の口頭意見陳述を行います。

☆B申出人（11時4分～11時7分）

前提条件として、市議会への速やかな条例案の提出を優先すること、本日中に異議の申出の決定をすること。本日中に決定ができない場合は、その理由を開示すること。ただし、署名簿の返付は予定どおり明日の11日に行うこと。

異議の申出は3人分の内容だが、いずれも住所、氏名、生年月日が記載されており、無効の理由が不明である。受任者として責任を負う立場からみても、無効理由が明確でないため納得がいかない。無効理由を示すことは簡単であるため、本日中の異議の申出の決定を求める。

また、今後の直接請求の改善要望として、私のように署名の効力に疑問を持つ者も多いので、署名簿の有効・無効欄には、無効理由の明記を求める。そうすれば、異議申出が減ると思う。

○ 大久保委員長

ありがとうございます。次にC申出人の口頭意見陳述を行います。

☆C 申出人（11時7分～11時12分）

前提条件として、市議会への速やかな条例案の提出を優先すること、本日中に異議の申出の決定をすること。本日中に決定ができない場合は、その理由を開示すること。ただし、署名簿の返付は予定どおり明日11日に行うこと。

今回の異議申出は、問題提起として受け止めていただきたい。

異議の申出は5人分の内容だが、住所不正が理由と思われる無効があった。「岩戸」と記載されており、北か南かの記載がないものと、町名と丁目までしか記載のないものがあった。判決で住所の誤記が認められる場合でも、氏名、生年月日、住所の一部で本人を指すものと確認できるときは有効であるとされている。

次に署名年月日の記載がないことにより、無効とされたと思われるものがあった。こちらは行政通達により、法定の署名期間中に署名したものであることが前後の状況によって明らかに認められるときは、有効であるとされている。

最後に、代筆理由が高齢で自筆署名は困難なため、無効とされたと思われるものがあった。90歳以上は自筆できないという理由は妥当であると考える。

以上から無効ではなく、有効であると考える。無効であるならば、無効の具体的な理由を求める。

○ 大久保委員長

ありがとうございます。お疲れさまでした。すべての申出人の退席をお願いします。

—申出人全員退室—

○ 大久保委員長

申出人による口頭意見陳述が終わりましたので、事務局より引き続き説明願います。

□ 事務局

お手元の資料をご覧ください。

異議申出の内訳は、選挙人名簿に登録がないものが8人、同一筆跡・代筆が1人、重複署名が3人です。

重複署名は、署名日が先のを有効としています。異議申出のあった内容及び異議申出書については、資料のとおりです。

A申出人の異議申出書をご覧ください。4人分あり、主な異議申出理由は、「自身が署名を受けたものであるから、有効である」との内容です。

無効理由は、選挙人名簿に登録がないものが2人、同一筆跡・代筆が1人、重複署名が1人です。

内訳ですが、「署名簿番号61 署名番号4」は選挙人名簿に登録がない方です。

「署名簿番号478 署名番号3」は、生年月日不正により選挙人名簿に登録がないとして無効としましたが、記載された生年月日は、同居している配偶者のものであることが判明しました。

「署名簿番号375 署名番号6、7、8」は、同一筆跡・代筆として無効としました。申出人が訪問して署名を求め、署名者が3人分の署名をした後に申出人が受け取ったが、3人のうち1人が記載したのだから、1人分を有効とせよとの内容です。

次にB申出人の異議申出書をご覧ください。3人分あり、主な異議申出理由は、「必要事項が記入されているから有効である」との内容です。無効理由は、選挙人名簿に登録がないものが1人、重複署名が2人です。

内訳ですが、「署名簿番号180 署名番号2」は、令和6年2月12日に死亡しているため選挙人名簿に登録がない方です。

次にC申出人の異議申出書をご覧ください。5人分あり、主な異議申出理由は、「不完全な記載であっても住所、氏名、生年月日の3要件のうち一部が正しく記入されており、本人と類推できるものであるなら有効にせよ」との内容です。無効理由は、選挙人名簿に登録がないものが5人です。

内訳ですが、「署名簿番号123 署名番号5」は、住所不正により選挙人名簿に登録がないとして無効としましたが、違う町名を記載したものです。

「署名簿番号180 署名番号2」は、令和6年2月12日に死亡しているため選挙人名簿に登録がない方です。

「署名簿番号224 署名番号3、4」は、住所不正により選挙人名簿に登録がないとして無効としましたが、存在しない町名を記載したものです。

「署名簿番号383 署名番号10」は、令和5年12月4日に転入しているため選挙人名簿に登録がない方です。

これから異議申出に対して選挙管理委員会で審理をしますが、容認と棄却のどちらかの決定を行います。

○ 大久保委員長

異議申出の内容を確認するため、ここで休憩します。

—休憩—

○ 大久保委員長

休憩中に確認が終わりましたので、再開します。異議申出の内容について審理をして決定してまいります。異議申出に対してご異議等ありますか。

▽ 山本委員、鈴木委員

無効の具体的な理由は示さないのか。また、本日中に申出人に通知できるのか。

□ 事務局

異議の申出の決定後に申出人へ書面で決定書を送達します。決定書には理由を示す必要があるため、具体的に理由を明記します。送達方法は、速達の配達証明付郵便により行います。

○ 大久保委員長

その他ご異議等ありませんか。

ないようですので、異議申出について容認か棄却かの決定を行います。

「署名簿番号61 署名番号4」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

「署名簿番号61 署名番号4」の異議は、棄却します。

「署名簿番号123 署名番号5」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

「署名簿番号123 署名番号5」の異議は、棄却します。

「署名簿番号176 署名番号6」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

「署名簿番号176 署名番号6」の異議は、棄却します。

「署名簿番号180 署名番号2」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

「署名簿番号180 署名番号2」の異議は、棄却します。

「署名簿番号224 署名番号3」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

「署名簿番号224 署名番号3」の異議は、棄却します。

「署名簿番号224 署名番号4」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。
(委員異議) なし

「署名簿番号224 署名番号4」の異議は、棄却します。

「署名簿番号375 署名番号6」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。
(委員異議) なし

「署名簿番号375 署名番号6」の異議は、棄却します。

「署名簿番号383 署名番号10」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。
(委員異議) なし

「署名簿番号383 署名番号10」の異議は、棄却します。

「署名簿番号476 署名番号7」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。
(委員異議) なし

「署名簿番号476 署名番号7」の異議は、棄却します。

「署名簿番号478 署名番号3」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。
(委員異議) なし

「署名簿番号478 署名番号3」の異議は、棄却します。

「署名簿番号557 署名番号4」の異議は、棄却でよろしいでしょうか。
(委員異議) なし

「署名簿番号557 署名番号4」の異議は、棄却します。

すべての異議を棄却し、第15号議案は承認とします。

今回、選挙管理委員会の決定に対する異議申出があったため、決定過程を明らかにする必要があると考えます。このため、住民投票条例制定に関する選挙管理委員会の会議である前回の4月2日と本日の会議録について、個人が特定されないように作成し、委員にご確認をいただいた後に、市ホームページに掲載してよろしいでしょうか。

(委員異議) なし

- 大久保委員長
ありがとうございます。事務局から会議録を作成次第、送付させていただきますのでご確認をお願いします。
次に第16号議案 有効署名の総数について、事務局より説明願います。
- 事務局
第16号議案 有効署名の総数について説明します。
第15号議案の承認に伴い、署名の効力が確定しました。有効署名の総数は、4,060人です。
- 大久保委員長
ご異議等ありますか。
(委員異議) なし
- 大久保委員長
第16号議案は承認とします。審査録に署名するため、ここで休憩します。

—休憩—

- 大久保委員長
再開します。ただいま、休憩中審査録への署名が完了しました。
次にその他について事務局より説明願います。
- 事務局
直接請求に係る署名簿の返付
委員会終了後、直ちに異議申出人3名に対して棄却の決定通知書の速達での配達記録での郵送、有効署名数の確定の告示と署名簿の末尾に署名総数、有効署名数、無効署名数と確定日を記載し、明日4月11日にすべての署名簿を請求代表者に返付する予定です。
- 大久保委員長
ご質問等ありますか。
(委員質問) なし
- 大久保委員長
ないようですので、本日の委員会を閉会とします。